



# 北星学園大学大学院 学則

## 第1章 総則 〔目的〕

第1条 北星学園大学大学院（以下「本大学院」という）は、キリスト教による人格教育を基礎とし、専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

## 〔所在地〕

第2条 本大学院は、北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号にこれを設置する。

## 〔自己点検・自己評価〕

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う。

II 点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。

## 〔ファカルティ・ディベロップメント〕

第3条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

## 〔情報公開〕

第3条の3 本大学院は、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を出版その他の方法によって広く社会に公開するよう努めるものとする。

## 第2章 課程及び修業年限

### 〔課程〕

第4条 本大学院に、修士課程及び博士〔後期〕課程（以下「博士課程」という）を置く。

II 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。

III 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

### 〔修業年限〕

第5条 本大学院修士課程の修業年限を2年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

II 本大学院博士課程の修業年限を3年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

### 〔長期にわたる教育課程の履修〕

第5条の2 本大学院修士課程に入学又は在学の学生が、職業を有している等の事情により、第5条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という）を認めることができる。

II 長期履修に関し必要な事項は、別にこれを定める。

## 第3章 研究科、専攻及び収容定員

### 〔研究科・専攻〕

第6条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。各研究科及び専攻の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（修士課程）  
社会福祉学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、社会福祉及びその隣接領域における専門的職業人の養成並びに教育研究者の養成を目的とする。
- 2 社会福祉学研究科 臨床心理学専攻（修士課程）  
臨床心理学の専攻領域における高度な専門的学識を教授し、研究能力及び高度な専門職に必要な知識と実践能力を養うとともに、高度な心の専門家の養成及び臨床心理学における教育研究者の養成を目的とする。
- 3 文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）  
英語教育その他の社会分野で必要とされる言語文化、英語教育及びコミュニケーションに関する高度な専門的学識と幅広い学際的知識を教授し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的とする。
- 4 経済学研究科 経済学専攻（修士課程）  
地域経済と地域行政の問題を的確に理解するとともに、アジア及び欧米等におけるグローバル経済の実態にも精通した高度な専門的職業人の養成を目的とする。
- 5 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）  
福祉、保健及び医療の分野の専門職を志望し、またはその職にある修士課程修了者を引き続き教育し、かかる分野における高度な専門的職業人の養成及び教育研究者の養成を目的とする。

### 〔収容定員〕

第6条の2 本大学院学生（以下「院生」という）の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（修士課程）	8人	16人
	社会福祉学専攻（博士〔後期〕課程）	3人	9人
	臨床心理学専攻（修士課程）	4人	8人
文学研究科	言語文化コミュニケーション専攻（修士課程）	8人	16人
経済学研究科	経済学専攻（修士課程）	10人	20人

## 第4章 入学、編入学、留学、休学、復学、退学及び除籍

### 〔入学資格等〕

第7条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- 2 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 3 外国の大学が行う通信教育における授業科目を履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 5 外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 7 文部科学大臣の指定した者
- 8 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、満22歳に達した者

II 本大学院博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 2 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3 外国の大学が行う通信教育における授業科目を履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者で、満24歳に達した者

### 〔編入学〕

第8条 他の大学院を修了した者若しくは大学院に1年以上在学して退学した者で、本大学院への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、2年次に入学を許可することができる。

### 〔入学志願・入学試験・入学手続〕

第9条 本大学院に入学を志願する者は、所定の入学志願手続をしななければならない。

- II 入学合格者の選考は、入学志願者について、所定の入学試験によって行う。
- III 本大学院は、所定の入学手続をした入学合格者について、入学を許可し、学籍を付与する。
- IV 入学志願手続、入学試験の方法及び入学手続については、別にこれを定める。

### 〔留 学〕

第10条 外国の大学院に留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

II 前項の許可を得て留学した期間は、第5条第1項及び第2項の修業年限に加えることができる。

### 〔休 学〕

第11条 疾病その他止むを得ない理由により3月以上修学することができない者は、研究科長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

- II 疾病その他の理由により修学が不適当と認められる院生に対して、研究科長は休学を命ずることがある。
- III 休学期間は2年以内とする。ただし、通算して3年を超えることができない。
- IV 休学期間は、第5条第1項及び第2項に定める修業年限の期間に算入しない。

〔復学〕

第12条 休学期間中に休学の理由が解消した場合には、研究科長に願出て、その許可を得て復学することができる。

〔願出による退学・学籍の喪失・再入学〕

第13条 止むを得ない理由により退学しようとする者は、学長に願出で、その許可を受けなければならない。

II 退学した者は学籍を喪失する。

III 第1項により退学した者が、退学後再入学を願出たときは、学長はこれを許可することができる。

〔除籍処分・復学〕

第14条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- 1 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 2 第5条第1項及び第2項ただし書きに定める最長在学期間を超えた者
- 3 第11条に定める休学期間を超えてもなお休学の理由が解消せず復学できない者
- 4 正当な理由なく授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促してもなお納付しない者
- 5 正当な理由なく授業科目の履修登録をしない者
- 6 長期にわたり行方不明の者

II 前項により除籍された者が、復学を願出たときは、学長はこれを許可することができる。

第5章 学年、学期及び休業日

〔学年〕

第15条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

〔学期〕

第16条 本大学院は、学年を分けて、次の2学期とする。

学期 前期 後期

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

II 一学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

〔休業日〕

第17条 本学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 3 5月2日（北星学園創立記念祝日）
- 4 12月25日（キリスト降誕祭）
- 5 春季休業
- 6 夏季休業
- 7 冬季休業

II 休業日の変更、長期休業の期間及び臨時休業は、学長がそのつどこれを定める。

第6章 授業科目等

〔授業科目〕

第18条 授業科目及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

II 授業科目の履修に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第7章 単位の修得、課程修了の認定及び修士号、博士号

〔課程修了認定所要単位〕

第19条 本大学院修士課程における授業科目の履修については、別表第1の定めるところに従い、30単位以上修得しなければならない。

II 本大学院博士課程における授業科目の履修については、別表第1の定めるところに従い、12単位を修得しなければならない。

〔単位数算定の基準〕

第20条 単位数算定の基準は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、次の各号に定めるとおりとする。ただし、修士論文及び特定課題研究にかかる科目については、この限りではない。

- 1 講義及び演習については、教室内における1又は2時間の授業に対して教室外における2又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- 2 実験、実習等の授業については、学修は、すべて実験室等で行われるものとし、毎週2時間15週の実験又は実習をもって1単位とする。

〔教育方法の特例〕

第21条 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

〔指導教授〕

第22条 院生の研究指導に当たるため、各院生に指導教授を定める。

II 前項の指導教授は、各研究科委員会において定める。

〔試験〕

第23条 単位の授与は、試験によるものとする。

II 試験の成績評価は、A+、A、B+、B、C、D及びFの7段階をもつ

て表すものとし、D以上の成績評価が与えられた場合に限り単位を授与する。

III 試験の実施及び成績評価の基準については、別にこれを定める。

〔在学生の他大学院修得単位の認定等〕

第24条 本大学院において教育上有益と認めるときは、本大学院生が他の大学院（派遣又は許可されて留学した外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

II 前項の規定により、院生が修得した単位は、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。

〔入学生の入学前単位の認定・授与〕

第25条 本大学院において教育上有益と認めるときは、本大学院生が1年次に入学する前に本大学院又は他の大学院（その大学院から許可されて留学した外国の大学院を含む）において履修した授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

II 前項の規定により認定される単位数は、合計10単位を超えないものとする。

〔編入学生の入学前単位の認定〕

第26条 編入学を許可された者が編入前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

〔編入学生の単位の取扱〕

第27条 第8条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱については、当該研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

〔教職課程の単位〕

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、修了の認定を受けるために必要な単位を修得するほか、別表第2に定める所定の科目について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所要の単位を修得しなければならない。

II 前項の規定により所定の単位を修得した者が、取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類は、別表第3のとおりとする。

〔課程修了の認定〕

第29条 本大学院修士課程に2年以上在学し、第19条第1項の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者には、北星学園大学学位規程の定めるところにより、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者は、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。早期修了に関し必要な事項については、別にこれを定める。

II 本大学院博士課程に3年以上在学し、第19条第2項の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、北星学園大学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与する。

III 本大学院の博士課程を修了しないものであっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して本大学院博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた場合には、博士の学位を授与することができる。

IV 学位の授与に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第8章 特別科目等履修生、先取り科目等履修生、一般科目等履修生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生

〔特別科目等履修生〕

第30条 他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、各研究科において、当該大学院の院生に特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

II 特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考のうえこれを許可することができる。

III 特別科目等履修生の取扱については、別にこれを定める。

IV 本大学院は、特別科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。

V 特別科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

〔先取り科目等履修生〕

第30条の2 本大学院進学を希望する者で、本大学院において一又は複数の授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考のうえ先取り科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

II 先取り科目等履修生として授業科目を履修することができる資格、履修方法、単位の授与及び単位の修得の証明については、別にこれを定める。

III 本大学院は、先取り科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。

IV 先取り科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

〔一般科目等履修生〕

- 第31条 本大学院において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該研究科の教育に支障のない場合に限り選考のうえ一般科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることがある。
- II 一般科目等履修生として授業科目を履修することができる資格、履修方法、単位の授与及び単位の修得の証明については、別にこれを定める。
- III 本大学院は、一般科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- IV 一般科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

〔研究生〕

- 第32条 大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本大学院において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科において選考のうえ研究生として入学を許可することができる。
- II 研究生の指導及び研究期間等は、別にこれを定める。
- III 本学は、研究生の入学検定に際して、入学検定料10,000円を徴収する。
- IV 研究生として入学が認められた者は、入学金30,000円及び研究科年額120,000円を納入しなければならない。

〔外国人研修生〕

- 第33条 外国の大学を卒業又は卒業したと同等以上の学力を有する外国人で、大学院において研修する目的をもって入学し、本大学院において特定の研修課題について研修しようとする者があるときは、当該研究科において選考のうえ外国人研修生として入学を許可することができる。
- II 外国人研修生の指導、研修期間及び研修料等は、別にこれを定める。

〔外国人留学生〕

- 第34条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入学し、本大学院に入学又は編入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。
- II 外国人留学生の入学又は編入学の基礎資格、選考方法、入学検定料、授業料その他学費、授業科目、履修方法、単位の授与及び単位の修得の証明は、別にこれを定める。

第9章 賞罰

〔賞〕

- 第35条 品行方正、学力優秀等で他の模範となる院生は、これを賞することができる。なお、表彰の種類、方法及び選考については、別にこれを定める。

〔罰〕

- 第36条 院生が本大学院の教育方針に違反し、本大学院の秩序を乱し、その他院生の本分に反したときは、当該研究科委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。
- II 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
- III 前項の退学は、次の各号の一に該当する院生に対して行う。
- 1 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - 3 正当な理由がなくて出席常でない者
  - 4 本大学院の秩序を乱し、その他院生としての本分に反した者

第10章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費

〔入学検定料〕

- 第37条 本大学院は、入学試験に際して、入学検定料30,000円を徴収する。

〔入学金・教育充実費〕

- 第38条 本大学院修士課程に入学する院生は、入学金100,000円及び教育充実費50,000円を納入しなければならない。
- II 本大学院博士課程に入学する院生は、入学金100,000円及び教育充実費50,000円を納入しなければならない。

〔授業料等〕

- 第39条 本大学院修士課程の院生は、授業料年額700,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の院生の授業料は徴収しない。
- II 本大学院修士課程の院生は、教育充実費年額2年次50,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の院生の教育充実費は徴収しない。
- III 本大学院博士課程の院生は、授業料年額700,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の院生の授業料は徴収しない。
- IV 本大学院博士課程の院生は、教育充実費2年次以降毎年年額50,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の院生の教育充実費は徴収しない。
- V 本大学院の院生で、別表第4に定める実習科目を履修する者は、同表に定める金額の実習費を当該科目の履修年度においてそれぞれ納入しなければならない。
- VI 本大学院修士課程の院生で、第5条の2により長期履修が認められた者の授業料年額は、第39条第1項に規定する額に第5条第1項に規定する修業年限を乗じた額を、長期履修が認められた期間の年数で除した額とする。また、教育充実費の年額は、第39条第2項に規定する額を2年次以降の長期履修の年数で除した額とする。
- VII 本大学院修士課程の院生で、長期履修の期間の変更が認められた者の授業料年額は、第39条第1項に規定する額に第5条第1項に規定する修業年限を乗じた額から納入済みの額を減じた額を、変更後に残る長期履修の期間の年数で除した額とする。また、教育充実費の年額は、第39条第2項に

規定する額から、納入済みの額を減じた額を、変更後に残る長期履修の期間の年数で除した額とする。

〔授業料等の納期〕

- 第40条 授業料年額及び2年次以降の教育充実費は4月1日から4月30日までの間に納入しなければならない。ただし、授業料は年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入することができる。

期別	納期
第1期	4月1日から4月30日まで
第2期	10月1日から10月31日まで

- II 前期若しくは後期中途において、休学期間が満了した者、復学した者又は再入学した者は、その期の授業料及び教育充実費を休学期間が満了した月、復学又は再入学した月の月末までに納入しなければならない。
- III 経済的理由その他止むを得ない事情によって授業料及び教育充実費の納入が困難であると認められる場合は、願出によりその納期を延期することができる。

〔納入学費の返還〕

- 第41条 納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、これを返還しない。ただし、入学手続に際して納入した教育充実費は、所定の期日までに入学の辞退及び返還の申出があった場合に限り返還する。

第11章 教員組織及び運営組織

〔教員組織〕

- 第42条 本大学院における授業及び研究指導は、北星学園大学の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

〔研究科長〕

- 第43条 本大学院研究科に研究科長を置く。また、必要に応じて副研究科長を置くことができる。
- II 研究科長の選考に関する事項については、別にこれを定める。

〔研究科委員会〕

- 第44条 本大学院の研究科の組織、教育研究の指導等に関する事項及び学位の授与等に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。
- II 研究科委員会に関する事項については、別にこれを定める。

第12章 雑則

〔学則施行細則〕

- 第45条 学則施行についての細則は、学長がこれを定める。

附則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成5年10月1日から施行する。

附則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成25年4月1日から施行する。  
 II 第29条第1項のただし書き及び第30条の2の規定は、当分の間、経済学研究科にのみ適用する。

附則  
 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則  
 本学則は、平成30年4月1日から施行する。  
 II 平成30年3月31日以前に入学した本大学院の院生については、従前の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4を適用する。

附則  
 本学則は、平成31年4月1日から施行する。  
 II 平成24年4月1日改正施行附則第II項の削除にかかわらず、第5条の2の規定は、平成31年4月1日以降に入学する経済学研究科の院生から適用する。

附則  
 本学則は、令和2年4月1日から施行する。  
 II 第19条第1項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以降令和2年3月31日以前に入学した社会福祉学研究科臨床心理学専攻の院生の課程修了認定所要単位は35単位以上とし、従前の別表1を適用する。  
 III 第39条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前に入学した本大学院修士課程の院生については、従前の例による。  
 IV 第39条第III項の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前に入学した本大学院博士課程の院生については、従前の例による。

附則  
 本学則は、令和3年4月1日から施行する。  
 II 第39条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に入学した本大学院修士課程の院生については、従前の例による。  
 III 第39条第III項の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に入学した本大学院博士課程の院生については、従前の例による。

別表第1

A. 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻（修士課程）

授 業 科 目	年次・単位		備 考
	1	2	
基本科目	社会福祉原理研究	2	1科目2単位を修得すること
	ソーシャルワーク理論研究	2	
	福祉政策研究	2	
分野別研究	子ども家庭福祉研究	2	1科目2単位を修得すること
	障害児・者福祉研究	2	
	発達障害研究	2	
	精神保健ソーシャルワーク研究	2	
	高齢者・高齢社会福祉研究	2	
	医療福祉実践研究	2	
	地域福祉研究	2	
	公的扶助研究	2	
	スクールソーシャルワーク研究	2	
研究方法	質的調査研究	2	1科目2単位を修得すること
	量的調査研究	2	
	国際比較福祉研究	2	
	ソーシャルワーク実践研究	2	
	海外福祉実践研究	2	
関連領域	社会保障財政研究	2	1科目2単位を修得すること
	社会保障法研究	2	
	特別支援教育研究	2	
	社会的弱者研究	2	
	偏見・差別問題研究	2	
	コミュニティアプローチ研究	2	
論文	精神障害学研究	2	必修
	論文指導Ⅰ	2	
	論文指導Ⅱ	2	
	修士論文	4	
社会福祉学専攻（修士課程）の修了の認定を受けるために修得しなければならない90単位のうち、16単位は備考欄に定めるところに従い修得するものとし、その余の14単位は履修していない研究科目を履修することによって修得すること。			

B. 社会福祉学研究科 臨床心理学専攻 (修士課程)

授 業 科 目	年次・単位		備 考
	1	2	
公認心理師 専 門 科 目	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	必修
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	
	教育分野に関する理論と支援の展開	2	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
	心理的アセスメントに関する理論と実践	2	
	心理支援に関する理論と実践	2	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	
実 習	心理実践実習Ⅰ	3	必修
	心理実践実習Ⅱ	2	
	心理実践実習Ⅲ	1	
	心理実践実習Ⅳ	4	
演 習	臨床心理査定演習	2	必修
	臨床心理学特論	2	
	発達心理学特論	2	
	認知心理学特論	2	
特 殊 研 究	社会心理学特論	2	必修
	心理学研究方法Ⅰ	2	
	心理学研究方法Ⅱ	2	
	心理学研究方法Ⅲ	2	
研 究 法	心理学研究方法Ⅳ	2	必修
	論文指導Ⅰ	2	
	論文指導Ⅱ	2	
	修士論文	6	

臨床心理学専攻 (修士課程) の修了の認定を受けるために修得しなければならない30単位のうち、28単位は備考欄に定めるところに従い修得するものとし、その余の2単位は履修していない科目を履修することによって修得すること。

公認心理師法第7条第1号の規定により公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉学研究科臨床心理学専攻において、保健医療分野に関する理論と支援の展開 (2単位)、福祉分野に関する理論と支援の展開 (2単位)、教育分野に関する理論と支援の展開 (2単位)、司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (2単位)、産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (2単位)、心理的アセスメントに関する理論と実践 (2単位)、心理支援に関する理論と実践 (2単位)、家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 (2単位)、心の健康教育に関する理論と実践 (2単位)、心理実践実習Ⅰ (3単位)、心理実践実習Ⅱ (2単位)、心理実践実習Ⅲ (1単位)、心理実践実習Ⅳ (4単位) の合計13科目28単位を修得すること。

C. 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 (博士〔後期〕課程)

授 業 科 目	年次・単位			備 考
	1	2	3	
社会福祉学特殊研究	4			必修
社会福祉学特殊演習Ⅰ	4			
社会福祉学特殊演習Ⅱ		4		

社会福祉学専攻 (博士〔後期〕課程) の修了の認定を受けるためには、備考欄に定めるところに従い12単位を修得すること。

D. 文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻 (修士課程)

授 業 科 目	年次・単位		備 考
	1	2	
文 学 ・ 文 化 研 究	イギリス文学論研究	2	文学・文化研究分野を選択する者は、研究2科目4単位、演習2科目4単位を修得すること
	イギリス文学論演習	2	
	イギリス言語文化論研究	2	
	イギリス言語文化論演習	2	
	現代英米文学論研究	2	
	現代英米文学論演習	2	
	現代英米言語文化論研究	2	
	現代英米言語文化論演習	2	
	アメリカ文学論研究	2	
	アメリカ文学論演習	2	
英 語 教 育 ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 研 究	アメリカ言語文化論研究	2	文学・文化研究分野を選択する者は、1科目2単位を修得すること
	アメリカ言語文化論演習	2	
	英米文学論特殊研究	2	
	キリスト教文化論特殊研究	2	
	言語文化比較論特殊研究	2	
	言語文化論特殊研究	2	
英 語 教 育 ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 研 究	コミュニケーション論研究	2	英語教育・コミュニケーション研究分野を選択する者は、研究2科目4単位、演習2科目4単位を修得すること
	コミュニケーション論演習	2	
	異文化コミュニケーション論研究	2	
	異文化コミュニケーション論演習	2	
	言語教育学研究	2	
	言語教育学演習	2	
	社会言語学研究	2	
	社会言語学演習	2	
	グローバル・地域研究	2	
	グローバル・地域研究演習	2	
人 間 関 係 論 研 究	英語史特殊研究	2	英語教育・コミュニケーション研究分野を選択する者は、1科目2単位を修得すること
	理論言語学	2	
	言語人類学	2	
	言語用論	2	
	英語授業実践論	2	
	英語教育学研究	2	
	英語教育評価論	2	
	コミュニケーション論特殊研究	2	
	教育思想論特殊研究	2	
	教育社会心理学研究	2	
言語文化教育論特殊研究	2	1科目2単位を修得すること	
身体心理学特殊研究	2		
心理学特殊研究	2		
研究指導Ⅰ	2		
修 士 論 文	研究指導Ⅱ	2	必修
	修士論文	4	
	特定課題研究指導	4	
	特定課題研究指導	4	

言語文化コミュニケーション専攻 (修士課程) の修了の認定を受けるために修得しなければならない30単位のうち、各研究分野を選択する者毎に備考欄に定めるところに従い20単位を修得するものとし、文学・文化研究分野を選択する者は、英語教育・コミュニケーション研究分野の開講科目の中から4単位を、英語教育・コミュニケーション研究分野を選択する者は、文学・文化研究分野の開講科目の中から4単位を修得することとし、その余の6単位は履修していない文学・文化研究分野、英語教育・コミュニケーション研究分野、人間関係論分野の開講科目から履修することにより修得すること。

E. 経済学研究科 経済学専攻 (修士課程)

	授 業 科 目	年次・単位		備 考
		1	2	
研	経済理論研究Ⅰ	2		10科目20単位を修得すること
	経済理論研究Ⅱ	2		
	応用経済論研究Ⅰ	2		
	応用経済論研究Ⅱ	2		
	社会経済学研究Ⅰ	2		
	社会経済学研究Ⅱ	2		
	国際経済論研究Ⅰ	2		
	国際経済論研究Ⅱ	2		
	経済史研究Ⅰ	2		
	経済史研究Ⅱ	2		
	アジア政治経済研究Ⅰ	2		
	アジア政治経済研究Ⅱ	2		
	金融・証券論研究Ⅰ	2		
	金融・証券論研究Ⅱ	2		
	経営組織論研究Ⅰ	2		
	経営組織論研究Ⅱ	2		
	マーケティング論研究Ⅰ	2		
	マーケティング論研究Ⅱ	2		
	消費者行動論研究Ⅰ	2		
	消費者行動論研究Ⅱ	2		
会計学研究Ⅰ	2			
会計学研究Ⅱ	2			
情報分析研究Ⅰ	2			
情報分析研究Ⅱ	2			
鑑	国際比較経済学特論	2		
演	経済理論演習Ⅰ	2		演習Ⅰ1科目2単位、演習Ⅱ1科目2単位を修得すること
	経済理論演習Ⅱ	2		
	応用経済論演習Ⅰ	2		
	応用経済論演習Ⅱ	2		
	社会経済学演習Ⅰ	2		
	社会経済学演習Ⅱ	2		
	国際経済論演習Ⅰ	2		
	国際経済論演習Ⅱ	2		
	経済史演習Ⅰ	2		
	経済史演習Ⅱ	2		
	アジア政治経済演習Ⅰ	2		
	アジア政治経済演習Ⅱ	2		
	金融・証券論演習Ⅰ	2		
	金融・証券論演習Ⅱ	2		
	経営組織論演習Ⅰ	2		
	経営組織論演習Ⅱ	2		
	マーケティング論演習Ⅰ	2		
	マーケティング論演習Ⅱ	2		
	消費者行動論演習Ⅰ	2		
	消費者行動論演習Ⅱ	2		
会計学演習Ⅰ	2			
会計学演習Ⅱ	2			
情報分析演習Ⅰ	2			
情報分析演習Ⅱ	2			
論	論文指導Ⅰ	2		必修
	論文指導Ⅱ	2		
	論文指導Ⅲ	2		
経済学専攻(修士課程)の修了の認定を受けるために修得しなければならない30単位は備考欄に定めるところに従い修得すること。				

別表第2 教育職員免許状所要資格取得のための教科に関する科目

A. 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 (修士課程)

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備 考
		科 目	授 業 科 目 単位数	
社 会 ・ 公 民		社会福祉原理研究	2	
		ソーシャルワーク理論研究	2	
		福祉政策研究	2	
		子ども家庭福祉研究	2	
		障害児・者福祉研究	2	
		精神保健ソーシャルワーク研究	2	
		高齢者・高齢社会福祉研究	2	
		地域福祉研究	2	
		公的扶助研究	2	
		スクールソーシャルワーク研究	2	
		質的調査研究	2	
		量的調査研究	2	
		国際比較福祉研究	2	
		ソーシャルワーク実践研究	2	
		海外福祉実践研究	2	
		社会保障財政研究	2	
		特別支援教育研究	2	
		社会的弱者研究	2	
		偏見・差別問題研究	2	
		コミュニティケア政策研究	2	
精神障害学	2			

B. 文学研究科 言語文化コミュニケーション専攻 (修士課程)

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備 考
		科 目	授 業 科 目 単位数	
英                      語		イギリス文学論研究	2	
		イギリス文学論演習	2	
		イギリス言語文化論研究	2	
		イギリス言語文化論演習	2	
		現代英米文学論研究	2	
		現代英米文学論演習	2	
		現代英米言語文化論研究	2	
		現代英米言語文化論演習	2	
		アメリカ文学論研究	2	
		アメリカ文学論演習	2	
		アメリカ言語文化論研究	2	
		アメリカ言語文化論演習	2	
		英米文学論特殊研究	2	
		言語文化比較論特殊研究	2	
		言語文化論特殊研究	2	
		コミュニケーション論研究	2	
		コミュニケーション論演習	2	
		異文化コミュニケーション論研究	2	
		異文化コミュニケーション論演習	2	
		言語教育学研究	2	
		言語教育学演習	2	
		社会言語学研究	2	
		社会言語学演習	2	
		グローバル・地域研究	2	
		グローバル・地域研究演習	2	
		英語史特殊研究	2	
		理論言語学	2	
		言語人類学	2	
		語用論	2	
		英語授業実践論	2	
英語教育学研究	2			
英語教育評価論	2			
コミュニケーション論特殊研究	2			
言語文化教育論特殊研究	2			

C. 経済学研究科 経済学専攻（修士課程）

免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備 考
		科 目	授 業 科 目 単位数	
社 会 公 民		経済理論研究Ⅰ	2	
		経済理論研究Ⅱ	2	
		応用経済論研究Ⅰ	2	
		応用経済論研究Ⅱ	2	
		社会経済学研究Ⅰ	2	
		社会経済学研究Ⅱ	2	
		国際経済論研究Ⅰ	2	
		国際経済論研究Ⅱ	2	
		経済史研究Ⅰ	2	
		経済史研究Ⅱ	2	
		アジア政治経済研究Ⅰ	2	
		アジア政治経済研究Ⅱ	2	
		経済理論演習Ⅰ	2	
		経済理論演習Ⅱ	2	
		応用経済論演習Ⅰ	2	
		応用経済論演習Ⅱ	2	
		社会経済学演習Ⅰ	2	
		社会経済学演習Ⅱ	2	
		国際経済論演習Ⅰ	2	
		国際経済論演習Ⅱ	2	
経済史演習Ⅰ	2			
経済史演習Ⅱ	2			
アジア政治経済演習Ⅰ	2			
アジア政治経済演習Ⅱ	2			
商 業		金融・証券論研究Ⅰ	2	
		金融・証券論研究Ⅱ	2	
		経営組織論研究Ⅰ	2	
		経営組織論研究Ⅱ	2	
		マーケティング論研究Ⅰ	2	
		マーケティング論研究Ⅱ	2	
		消費者行動論研究Ⅰ	2	
		消費者行動論研究Ⅱ	2	
		会計学研究Ⅰ	2	
		会計学研究Ⅱ	2	
		情報分析研究Ⅰ	2	
		情報分析研究Ⅱ	2	
		金融・証券論演習Ⅰ	2	
		金融・証券論演習Ⅱ	2	
		経営組織論演習Ⅰ	2	
		経営組織論演習Ⅱ	2	
		マーケティング論演習Ⅰ	2	
		マーケティング論演習Ⅱ	2	
		消費者行動論演習Ⅰ	2	
		消費者行動論演習Ⅱ	2	
会計学演習Ⅰ	2			
会計学演習Ⅱ	2			
情報分析演習Ⅰ	2			
情報分析演習Ⅱ	2			

別表第 3

研究科・専攻の名称		免 状 の 種 類	
		免 許 状	免許教科
社会福祉学 研 究 科	社会福祉学専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	公 民
文学研究科	言語文化コミュニケーション専攻 (修士課程)	中学校教諭専修免許状	英 語
		高等学校教諭専修免許状	英 語
経済学研究科	経済学専攻（修士課程）	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	公 民 商 業

別表第 4

実 習 費	授 業 科 目 名	金 額
心理実践実習費	心理実践実習Ⅱ	45,000円
	心理実践実習Ⅳ	90,000円



# 北星学園大学 人を対象とする研究・実験に関する規程

## 第1章 総則

### 〔目的〕

第1条 この規程は、北星学園大学・北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）の研究者等が行う人を対象とする研究・実験に関して、倫理及び安全について遵守すべき必要な事項を定めることにより、本学における研究・実験が倫理的及び社会的観点から適正に実施されることを目的とする。

### 〔定義〕

第2条 この規程において次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「人を対象とする研究・実験」とは、臨床・臨地人文社会科学の調査及び実験をいい、個人又は集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報を収集し、又はデータ等を採取する作業を含む。
- 2 「研究者等」とは、本学の専任教員の他、本学で研究活動に従事する者を含み、院生及び学生であっても研究活動に従事するときは、これを含むものとする。
- 3 「個人の情報・データ等」とは、個人又は集団の特性としての思想、心情、意識、身体、行動及び環境等に関する情報・データ、血液、体液、組織、細胞、遺伝子並びに排泄物等の人体から採取された試料のことをいう。
- 4 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報・データ等を提供し、研究対象となる者をいう。

### 〔人を対象とする研究・実験の基本姿勢〕

第3条 本学は、人を対象とする研究・実験において、生命の尊厳、個人の尊厳、人権の尊重及び安全の確保を図り、科学的かつ社会的に妥当な方法及び手段で、その研究・実験を実施するものとする。

## 第2章 学長及び研究倫理委員会

### 〔学長の任務及び研究倫理委員会の設置〕

第4条 学長は、本学における人を対象とする研究・実験の実施に関して最終的な責任を負うものとし、本規定を定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

II 学長は、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。  
III 学長は、委員会の審査結果及び意見を尊重し、人を対象とする研究・実験の実施に関する承認又は不承認その他必要な事項について決定する。学長は、委員会が不承認と判定した研究・実験の実施又は施設の使用を承認してはならない。

### 〔委員会の任務及び審議事項〕

第5条 委員会は、本学における人を対象とする研究・実験の実施に関して審査及び判定を行うとともに、その実施に必要なその他の事項について審議する。

### 〔委員会の構成〕

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 学部長、短期大学部長
- 4 事務局長

II 学長が特に必要であると認めた場合には、学内又は学外の有識者を委員に加えることができる。

### 〔委員会の委員長〕

第7条 委員会の委員長は、学長をもってあてる。

II 委員長は、委員会を代表し、その会務を総括する。

### 〔委員会の運営〕

第8条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議事を整理する。

II 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

III 審査の判定は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

IV 委員は、自らが研究代表者、共同研究者又は研究協力者となる研究に係る審査に加わることができない。

V 委員長が特に必要であると認めた場合には、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができる。

### 〔会議の議事録〕

第9条 委員会の会議の議事は、すべて議事録として記録するものとする。

II 前項の議事録は、委員長の指示に従い、研究支援課の担当係員がこれを作成する。

### 〔事務〕

第10条 委員会の事務は、研究支援課が処理する。

## 第3章 委員会の審査及び判定等

### 〔審査の手続き等〕

第11条 人を対象とする研究・実験に係る審査を必要とする研究者等（以下「申請者」という）は、所定の「研究倫理審査申請書」をその実施の前

に研究支援課へ提出するものとする。

II 申請者は、研究倫理審査申請書を提出する際に、必要に応じて「研究協力依頼書」、「同意書」又は「研究に関する資料（調査票等）」を添付する。

III 研究代表者が申請者として申請を行うものとする。

IV 院生及び学部学生が研究代表者として申請を行う場合には、本学の教員を研究実施責任者と定め、その署名・押印を受けて申請書を提出するものとする。

V 委員長が特に認めた場合には、申請者に対し委員会への出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。申請者は、審査の議論に参加することはできない。

### 〔審査の判定〕

第12条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- 1 承認
- 2 条件付承認
- 3 変更の勧告
- 4 不承認
- 5 非該当

第13条 委員長は、判定の結果を速やかに申請者に通知しなければならない。

II 研究者及び研究対象者等は、決定内容に疑義があるときには、委員会に説明を求められることができる。

### 〔稟議審査〕

第14条 委員長は、合議による審査が必要な事項であっても、緊急を要すると判断した場合には、委員会を開催せず、委員全員による稟議審査に付することができる。

II 稟議審査は、書面によるものとする。

### 〔審査結果の開示〕

第15条 委員会の判定の結果は公開する。

II 申請者等からの求めがあった場合には、議事録を開示するものとする。ただし、委員長が、研究対象者等の人権に配慮し、又は研究等の独創性若しくは知的財産権を保護する必要があると認めた場合は、開示しないことができる。

### 〔再審査〕

第16条 申請者は、審査の判定に異議がある場合には、その通知があった日から起算して2週間以内に、異議の根拠となる資料を添えて、書面により委員会に再審査を求めることができる。

II 委員会は、異議の申し立てを受けた場合には、速やかに再審査を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。

### 〔研究遂行中の審査〕

第17条 委員会が実施を承認した研究・実験について、申請者が当初の申請内容を変更しようとする場合には、その変更について委員会の承認を得なければならない。

II 研究者等が研究・実験を開始したときには、委員会の審査を希望しなかった研究・実験であったとしても、その実施の途中で人を対象とする研究・実験に該当すると判断し、委員会の審査を希望する場合には、当該研究者等は、研究・実験の途中でであっても審査の申請を行うことができる。

### 〔実施状況の報告〕

第18条 委員会は、実施を承認した研究・実験についてその実施状況に関して報告が必要であると判断した場合には、申請者に対して報告を求めることができる。

### 〔記録の保存〕

第19条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、5年間とする。

II 委員会は、保存期間を経過した場合であっても、さらに記録の保存が必要であると認めた場合には、3年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

III 保存期間の起算日は、研究・実験の終了又は中止の日の翌日からとする。

IV 記録、保存及び廃棄の手続きは、「北星学園文書処理規程」に準ずるものとする。

### 〔守秘義務〕

第20条 委員は、申請書等に記載された個人の情報・データ等及び広義の知的財産に係る研究・実験の方法や結果など、審査の過程において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第4章 人を対象とする研究・実験の実施

### 〔研究実施責任者〕

第21条 委員会による承認を得て人を対象とする研究・実験を実施する場合には、その研究の実施責任者（以下「研究実施責任者」という）を定めなければならない。

II 研究実施責任者は、本学の専任教員とする。

III 院生及び学部学生が研究代表者となる場合、第11条に基づき定められた実施責任者は、その研究・実験の実施内容について十分に把握するよう努めなければならない。

〔研究実施者の職務〕

- 第 22 条 人を対象とする研究・実験を実施する者（以下「研究実施者」という）は、生命の尊厳を重んじるとともに研究対象者の人権を尊重し、科学的及び社会的に妥当な方法並びに手段を用いて適切かつ安全に実施しなければならない。
- II 研究実施者は、収集又は採取した個人の情報・データ等を適切に保存・管理しなければならない。また、個人の情報・データ等を対象者の同意を得ずに目的外の使用及び第三者への提供をしてはならない。
- III 研究実施者は、調査記録を安全に保存・管理しなければならない。とくに、調査票原票・標本リスト・記録媒体は、厳重に保存・管理しなければならない。
- IV 研究実施者は、研究対象者から個人の情報・データ等を収集又は採取するにあたっては、原則として事前に十分な説明を行い、研究対象者から自由意思に基づく同意（以下「インフォームド・コンセント」という）を得なければならない。
- V 研究実施者は、研究対象者の人権の保護を研究の成果に優先して配慮しなければならない。
- VI 研究実施者は、法令、所轄省庁の告示、指針等及びこの規程その他の本学の規程（以下「法令等」という）を遵守しなければならない。
- VII 研究実施者は、研究対象者の保護のために必要な知識に関する講習や教育を受けなければならない。
- VIII 研究実施者は、研究対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し、研究・実験に協力したことによって研究対象者が不利益を被ることがないように、必要かつ適切な予防の措置を講じなければならない。
- 〔人を対象とする研究の実施における留意事項等〕
- 第 23 条 人を対象とする研究の実施にあたっては、「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則（1964年世界医師会採択）」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（2014年12月22日文科科学省・厚生労働省告示）」等に基づき、研究の倫理的妥当性及び安全性の確保に努めるとともに、別表に定める事項に留意しなければならない。

附則

この規程は2018年4月1日から施行する。

附則

この規程は2019年4月1日から施行する。

別表

1 インフォームド・コンセント	
①	研究実施者は、研究調査において個人の情報・データ等を収集・採取する場合には、研究対象者に対し、選定理由、研究の目的、研究の意義、研究の方法及び期間、研究実施者等の氏名及び職名、研究の性質、当該対象者に求められる行為、危険、研究から予測される利益、研究成果の発表方法（匿名の有無）、研究代表者及び実施者や苦情等の窓口への連絡方法等について十分な説明を行い、あらかじめ同意を得なければならない。
②	研究実施者は、研究対象者の協力は本人の自由意思に委ねられている旨をあらかじめ告知しなければならない。
③	研究実施者は、研究対象者に対して、いつでも研究への参加又はその中止ができる自由を保障しなければならない。
④	研究実施者は、地域社会や特定の集団等を対象とした研究において、各個人にインフォームド・コンセントを求めることが不可能な場合には、当該集団の中で真に選ばれた代表者から書面による同意を得なければならない。
⑤	研究実施者は、研究対象者に同意する能力がないと判断される場合、本人に代わる者のから同意を得なければならない。
⑥	研究実施者は、研究対象者が年少者である場合には、特にその人権について配慮しなければならない。研究対象者が未成年者である場合には、保護者又は学校長等の責任ある成人から承諾を得なければならない。
⑦	研究実施者は、研究対象者から当該個人の情報・データ等の開示を求められたときには、これを開示しなければならない。
⑧	研究実施者は、研究対象者が同意を撤回した場合には、当該個人の情報・データ等を破棄しなければならない。
⑨	研究実施者は、調査の際に記録機材を用いる場合には、原則として研究対象者にあらかじめ記録機材を使用することを告知しなければならない。研究対象者から要請があった場合には、当該個人にかかわる部分の記録を破棄又は削除しなければならない。
2 授業等における個人の情報・データの収集・採取	
①	研究実施者は、担当する講義、演習、実技、実験又は実習等の教育の過程において、個人の情報・データ等の提供を求める場合には、あらかじめ研究対象者から同意を得なければならない。
②	研究実施者は、研究対象者に対して個人の情報・データ等の提供を拒否する自由を保障するとともに、提供の有無によって成績評価に影響を与えてはならない。



## 北星学園大学 研究生規程

第 1 条 本学において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、学部又は研究科において選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

II 研究生は、指導教授の指導を受けて研究に従事するものとし、指導教授が必要と認めるときは、学部又は研究科の講義、演習及び実習に出席することができる。

第 2 条 研究生は、大学を卒業した者及びこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第 3 条 研究生を志願する者は、次の各号に定める書類を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

- 1 願書（本学所定のもの）
- 2 履歴書（本学所定のもの）
- 3 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書

II 学部長又は研究科長は、学部教授会又は研究科委員会の議を経て、これを許可する。

第 4 条 研究生の許可は、原則として、学年の初めに行う。

第 5 条 研究生の研究期間は、原則として 1 年とする。

II 学部長又は研究科長は、研究生の願い出に基づき、学部教授会又は研究科委員会の議を経て、研究期間の延長を許可することができる。

第 6 条 研究に要する実費は、別にこれを徴収する。

第 7 条 研究生で相当の成績があると認められた者には研究証明書を付与する。

第 8 条 研究生が退学しようとするときは、退学願を学部長又は研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 9 条 研究生に適しないと認められた者は、教授会又は研究科委員会の議を経て学部長又は研究科長はこれを除籍する。

附則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附則

この規程は、1996年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

## 北星学園大学 大学院 早期修了に関する規程

〔目的〕

第 1 条 この規程は、北星学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第29条第1項及び北星学園大学学位規程（以下「学位規程」という）第6条に定める「特に優れた業績をあげた者」を対象とする早期修了（以下「早期修了」という）について必要な事項を定めることを目的とする。なお、この規程に定められていない事項については、大学院学則及び学位規程の定めるところによるものとする。

〔申請要件〕

第 2 条 早期修了を申請しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 先取り科目等履修により修得した単位のうち修了要件に算入された単位数が10単位であること
- 2 本大学院において履修したすべての科目（先取り科目等履修により修得した科目を含む）の成績評価がA+であること

〔申請手続〕

第 3 条 早期修了を申請しようとする者は、本大学院に合格後所定の期限内までに、早期修了願を研究科長に提出しなければならない。

II 早期修了の申請の受理は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

〔論文執筆資格の認定〕

第 4 条 早期修了の申請が受理された者は、1 年次 5 月末までに論文執筆申請書を研究科長に提出しなければならない。論文執筆資格の審査を受け、資格の認定を受けなければ、早期修了は認められない。

II 論文執筆資格の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

II この規程は、当分の間、経済学研究科にのみ適用する。



# 北星学園大学 科目等履修生規程

## 第1章 総則

第1条 北星学園大学学則（以下「大学学則」という）第32条から第34条又は北星学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第30条、第30条の2及び第31条に規定する特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生及び先取り科目等履修生（以下「科目等履修生」という）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 学部長又は研究科長は、特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生又は先取り科目等履修生として一又は複数の授業科目の履修を願ひ出た者については、履修を志望する授業科目の担当教育職員の承認及び教授会又は研究科委員会の議を経て科目等履修生としての履修を許可する。

第3条 特別科目等履修生、特定科目等履修生又は一般科目等履修生としての授業科目の履修許可は、学期の始めに行う。

II 先取り科目等履修生としての授業科目の履修許可は、前年度末に行う。

第4条 科目等履修生の履修期間は、6月以上1年未満とする。

第5条 特別科目等履修生又は一般科目等履修生として授業科目の履修を許可された者は、許可の日から14日以内に所定の履修料並びに履修のための実験及び実習等に要する費用を納入しなければならない。

II 納入した履修料その他の費用は、これを返還しない。

III 特定科目等履修生の学費の納期については、大学院学則第44条第1項及び第3項を準用する。

IV 先取り科目等履修生の学費の納期については、大学院学則第40条第1項及び第3項を準用する。

第6条 特別科目等履修生、特定科目等履修生及び一般科目等履修生及び先取り科目等履修生には、所定の学生証を交付する。

第7条 科目等履修生が履修を停止しようとするときは、学部長又は研究科長に履修の停止を願ひ出てその許可を受けなければならない。

第8条 学部長又は研究科長は、履修料その他の費用を期日までに納入しなかった者及び科目等履修生に適用しない認められる者について、教授会又は研究科委員会の議を経て履修許可の取消をすることができる。

## 第2章 特別科目等履修生

第9条 特別科目等履修生として所定の授業科目の履修及び単位の修得を志望する者は、所定の特別科目等履修生願書に、次の各号に掲げる書類を添えて、履修しようとする授業科目を置く学部の学部長又は研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 1 所属大学長、学部長又は研究科長の履修依頼書
- 2 在学証明書

第10条 学部長又は研究科長は、特別科目等履修生が特定の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会又は研究科委員会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。

## 第3章 特定科目等履修生

第10条の2 特定科目等履修生として授業科目の履修をできる者は、次の各号の一に該当し、履修を志望する授業科目を履修するに足る能力があると認められた者とする。

- 1 本学を退学した者で再入学を志望する者
- 2 本学を除籍された者で復学を志望する者

第10条の3 特定科目等履修生として所定の授業科目の履修及び単位の修得を志望する者は、所定の特定科目等履修生願書に、次の各号に掲げる書類を添えて、履修しようとする授業科目を置く学部の学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 1 履歴書（本学所定のもの）
- 2 単位修得成績証明書（本学所定のもの）

第10条の4 学部長は、特定科目等履修生が所定の授業科目の履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位を授与する。

第10条の5 特定科目等履修生が、止むを得ない理由により退学しようとするときは、大学学則第15条第1項及び第2項を準用する。

第10条の6 学部長は特定科目等履修生に適用しない認められる者について、大学学則第16条第1項の第1号、第5号、第6号及び第7号を準用し、当該教授会の議を経て学長が除籍する。

第10条の7 学部長は、特定科目等履修生が特定の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。

## 第4章 一般科目等履修生

第11条 一般科目等履修生として授業科目の履修をすることができる者は、次の各号の一に該当し、履修を志望する授業科目を履修するに足る能力があると認められた者とする。

- 1 大学学則第8条又は大学院学則第7条に該当する者
- 2 その他高等学校又は大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第12条 一般科目等履修生として授業科目の履修を志望する者は、所定の一般科目等履修生願書に、次の各号に掲げる書類を添え、履修を志望する授業科目を置く学部又は大学院の学部長又は研究科長に願ひ出なければならない。

- 1 履歴書（本学所定のもの）
- 2 最終出身学校の卒業証明書

第13条 学部長又は研究科長は、一般科目等履修生が、一又は複数の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会又は研究科委員会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。

## 第5章 学内科目等履修生

第14条 学部長は、学内科目等履修生として所定の授業科目の履修を願ひ出た者について、履修を志望する授業科目の履修によって、その者が所属する学部及び学科の授業科目の学修並びに当該学部及び学科の教育に支障がないと判断した場合には、学内科目等履修生としての履修登録を許可する。

第15条 学内科目等履修生としての履修登録は、学年の始めとする。

第16条 学部長は、学内科目等履修生が履修登録した所定の授業科目の履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、教授会の議を経て単位の認定を行う。

## 第6章 先取り科目等履修生

第17条 本大学院経済学研究科に進学を希望する者は、先取り科目等履修生として本大学院の授業科目を履修することができる。

II 先取り科目等履修生として授業科目の履修をすることができる者は、次の各号の一に該当し、履修を志望する授業科目を履修するに足る能力があると認められた者とする。

- 1 経済学検定（EREまたはEREミクロ・マクロ）でのランク判定がB+以上の者
- 2 経営学検定中級以上の者
- 3 同等と認める資格を有する者

III 先取り科目等履修生として授業科目の履修を志望する者が、本学経済学部3年次に在学し（次年度卒業見込み）、かつ出願時の累計成績が学科学位20%以内である場合には、前項各号に定める要件を充足したものとみなす。

第18条 先取り科目等履修生として所定の授業科目の履修及び単位の修得を志望する者は、所定の先取り科目等履修生願書に、必要がある場合には次の各号に掲げる書類を添えて、経済学研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 1 履歴書（本学所定のもの）
- 2 経済学検定等成績票の写し

第19条 先取り科目等履修生としての履修登録は、学年の始めとする。

第20条 経済学研究科長は、先取り科目等履修生が特定の授業科目について、履修を修了し、所定の試験に合格した場合には、研究科委員会の議を経て単位の認定を行い、単位取得証明書を交付する。

附則 この規程は、昭和37年5月10日から施行する。

附則 この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附則 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 この規程は、1992年4月1日から施行する。

附則 この規程は、1993年4月1日から施行する。

附則 この規程は、1994年4月1日から施行する。

附則 この規程は、1995年4月1日から施行する。

附則 この規程は、1996年4月1日から施行する。

附則 この規程は、1998年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2000年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2000年9月1日から施行する。

附則 この規程は、2002年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2013年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2013年7月1日から施行する。

附則 この規程は、2019年4月1日から施行する。



# 北星学園大学大学院 長期履修規程

# 大学院長期履修に関 する申合せ

## 〔目 的〕

第 1 条 この規程は、北星学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第 5 条の 2 第 II 項の規定に基づき、北星学園大学大学院（以下「本大学院」という）における長期履修について必要な事項を定めることを目的とする。

## 〔申請資格〕

第 2 条 長期履修を申請できる者は、本大学院修士課程の院生（長期履修の許可を受けずに修士課程 2 年次に在学する者を除く）又は入学予定者であって、次の各号の一に該当し、大学院学則第 5 条に規定する修業年限（以下「標準修業年限」という。）内での修業が困難な者とする。

- 1 生計を維持するための職業に就いている者
- 2 家族の介護、出産・育児など家庭の事情を持つ者
- 3 通院の必要があるなど健康上の理由を持つ者
- 4 その他研究科において前 3 号に準ずると認められた者

## 〔長期履修期間〕

第 3 条 長期履修として標準修業年限を超えて履修をできる期間（以下「長期履修期間」という）は、1 年を単位とし、2 年を限度とする。

II 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

III 長期履修を認められた場合であっても、大学院学則第 5 条に規定する在学期間を超えることはできない。

## 〔申請手続〕

第 4 条 長期履修を申請しようとする本大学院の院生は、原則として長期履修を申請しようとする前年度の冬季休業前日までに、次の各号に定める書類等を研究科長に提出しなければならない。

- 1 在学生用長期履修申請書（様式第 3 号）
- 2 長期履修計画書（様式第 2 号）
- 3 その他長期履修が必要であることを証明する書類

II 長期履修を申請しようとする入学予定者は、入学手続時に、次の各号に定める書類等を研究科長に提出しなければならない。

- 1 入学生用長期履修申請書（様式第 1 号）
- 2 長期履修計画書（様式第 2 号）
- 3 その他長期履修が必要であることを証明する書類

III 申請者のうち修士論文若しくは特定課題研究の指導教員が決まっていな院生又は入学予定者は、副研究科長から履修計画についての指導を受け、その承認を受けなければならない。

## 〔許 可〕

第 5 条 長期履修の許可は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

## 〔長期履修期間の変更〕

第 6 条 前条で許可された長期履修期間の変更を申請しようとする本大学院の院生（長期履修期間の最終年度に在学する者を除く）は、原則として長期履修期間の変更を希望する前年度の冬季休業前日までに、次の各号に定める書類等を研究科長に提出しなければならない。

- 1 長期履修期間変更申請書（様式第 4 号）
- 2 長期履修計画書（様式第 2 号）
- 3 その他長期履修期間の変更が必要であることを証明する書類

II 変更申請者のうち修士論文又は特定課題研究の指導教員が決まっていな院生は、副研究科長から履修計画についての指導を受け、その承認を受けなければならない。

## 〔雑 則〕

第 7 条 この規程の実施に関して必要な事項は、各研究科において定める。

### 附則

この規程は、2012年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この規程は、2016年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この規程は、2019年 4 月 1 日から施行する。

- II 2012年 4 月 1 日改正施行附則第 II 項の削除にかかわらず、この規定は、2019年 4 月 1 日以降に入学する経済学研究科の院生から適用する。

本大学院における長期履修制度については、関係法令等に基づき大学院学則及び大学院長期履修規程が制定・施行されている。長期履修制度の実施にあたり、研究科の自主性を確保しつつ、大学院全体として整合性を図る観点から、以下の通り申合せを行うこととする。

## I 申請資格者

1. 長期履修規程第 2 条第 1 号の「生計を維持するための職業に就いている者」に、アルバイトやパートタイムに従事する者も含むものとする。ただし、修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者には適用しない。

## II 履修登録

1. 制度の趣旨から長期履修期間での履修単位数は、通常の修業年限在学する場合よりも少なくなければならない。本大学院では履修単位の上限を設定していないが、学生が現状で履修している単位数を考慮し、長期履修する学生の履修単位の上限は 16 単位を目安とする。
2. 「修士論文」「論文指導」「特定課題研究指導」の成績評価及び単位履修は、許可された長期履修期間の最終年度とする。

## III 履修指導及び配慮

1. 指導教員または副研究科長は、長期履修を許可した学生に対して、長期履修計画書に基づき、履修開始前のオリエンテーションなどでそれぞれの事情に応じた履修指導を行い、適切な履修が行われるよう配慮するものとする。
2. 長期履修の学生の履修期間を短縮することを認めた場合、短縮後の 1 年あたりの学修量が通常の修業年限在学する場合よりも多くなる場合がある。このような場合でも、教育水準を維持し、修了時における質を確保するよう特段の配慮を行うものとする。
3. 長期履修の学生の履修期間を短縮することを認めた場合、短縮後の 1 年あたりの授業料が通常の修業年限在学する場合よりも多くなる場合がある。このような場合でも、学費の減免は行わない。

## IV 研究補助

1. 修士論文作成のための研究補助  
長期履修の学生は、修士論文指導履修の登録年次において、修士論文作成のための研究補助を利用することができる。在学中の利用総額の上限は、50,000 円とする。
2. 学会発表補助  
長期履修の学生は、在学中、2 回まで学会発表補助を受けることができる。ただし、各年次 1 回までとし、各回の利用額の上限は、50,000 円とする。

V この申合せは 2012 年 4 月 1 日から運用する。

この申合せは 2015 年 4 月 1 日から運用する。

## 入学生用長期履修申請書

北星学園大学 \_\_\_\_\_ 研究科長 殿

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受験番号： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_ 印

以下の通り、通常の課程での修業が困難なため、計画的な長期履修を申請いたします。

希望する履修期間

\_\_\_\_\_ 年度（入学）～ \_\_\_\_\_ 年度（ \_\_\_\_\_ 年間）

申請理由

1. 就業上の理由 2. 家庭上の事情 3. 健康上の理由 4. その他（ \_\_\_\_\_ ）

添付書類

長期履修計画書 その他（ \_\_\_\_\_ ）

注意事項

1. 就業上の理由の場合、勤務先、勤務形態、勤務時間などと、通常の課程では修業できない状況を説明し、在職証明書などの証拠となる書類を添付すること。
2. 就業上の理由以外の理由の場合でも通常の課程では修業できない状況を説明し、医師の診断書、母子手帳の写しなどの証拠となる書類を添付すること。
3. 提出書類の個人情報、長期履修の審査以外の目的には使用しません。

教育支援課記入欄

学籍番号 \_\_\_\_\_ 委員会承認日 \_\_\_\_\_

研究科長	課長	担当

## 長期履修計画書

受験番号または学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

	履修・研究概要	履修予定科目(開講期・単位)
1年次 ( _____ 年度)		
	合計	単位
2年次 ( _____ 年度)		
	合計	単位
3年次 ( _____ 年度)		
	合計	単位
4年次 ( _____ 年度)		
	合計	単位

注意事項

1. 在学生が申請する場合、1年目は実際の状況を記載すること。
2. 変更を申請する場合、申請年度までは実際の状況を記載すること。
3. 休学期間は含めないこと。
4. 指導教員のサインと押印を受けること。入学生などで指導教員が決まらない場合は副研究科長のサインと押印を受けること。

指導教員または副研究科長 \_\_\_\_\_ 印

様式第3号

研究科長	課長	担当

## 在学生用長期履修申請書

北星学園大学 研究科長 殿

年 月 日

受験番号： 氏名： 印

以下の通り、通常の課程での修業が困難となったため、在学2年目を以降について計画的な長期履修を申請いたします。

希望する履修期間

年度（在学2年目）～ 年度（ 年間）

申請理由

1. 就業上の理由 2. 家庭の事情 3. 健康上の理由 4. その他（ ）

添付書類

長期履修計画書 その他（ ）

注意事項

1. 就業上の理由の場合、勤務先、勤務形態、勤務時間などは修業できない状況を説明し、在職証明書などの証拠となる書類を添付すること。
2. 就業上の理由以外の場合でも通常の課程では修業できない状況の説明し、医師の診断書、母子手帳の写しなどの証拠となる書類を添付すること。
3. 提出書類の個人情報、長期履修の審査以外の目的には使用しません。

教育支援課記入欄

委員会承認日
--------

様式第4号

研究科長	課長	担当

## 長期履修期間変更申請書

北星学園大学 研究科長 殿

年 月 日

受験番号： 氏名： 印

以下の通り、貴殿より許可された長期履修について変更の必要が生じたので、計画的な履修を申請いたします。

許可された履修期間

年度～ 年度（ 年間）

変更希望する履修期間

年度～ 年度（ 年間）

申請理由

・長期履修許可理由の解消 ・長期履修許可理由、状況の変化 ・その他（ ）

添付書類

長期履修計画書 その他（ ）

注意事項

1. 就業上の理由の場合、勤務先、勤務形態、勤務時間などの状況の変化を説明し、在職証明書などの証拠となる書類を添付すること。
2. 就業上の理由以外の場合でも状況の変化を説明し、医師の診断書、母子手帳の写しなどの証拠となる書類を添付すること。
3. 提出書類の個人情報、長期履修の審査以外の目的には使用しません。

教育支援課記入欄

委員会承認日
--------



# 北星学園大学「大学院論集」編集委員会及び編集・発行要項

## 第1章 総則

〔北星学園大学大学院論集の発行及び大学院論集編集委員会〕

第1条 北星学園大学（以下「本学」という）に、本学大学院学生及び本学大学院修了者の研究の成果を発表する「北星学園大学大学院論集」（以下「大学院論集」という）の編集並びに発行にかかわる組織として大学院論集編集委員会（以下「委員会」という）を置く。

## 第2章 委員会

〔委員会の構成〕

第2条 委員会は、本学大学院研究科委員会の構成員をもって組織する。

〔委員会委員長の選考〕

第3条 委員会の委員長は、委員の互選によって選考する。

〔委員会委員長及び委員の任命〕

第4条 委員会の委員長及び委員は、学長が任命する。

〔委員会委員長の職務〕

第5条 委員会の委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

〔委員会委員長及び委員の任期〕

第6条 委員会の委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
II 委員会の委員長に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

〔委員会の協議事項〕

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 1 大学院論集の編集方針に関すること
- 2 大学院論集の発行時期に関すること
- 3 大学院論集の登載原稿の募集に関すること
- 4 大学院論集の登載原稿の採否の審査に関すること
- 5 大学院論集の編集及び校正に関すること
- 6 大学院論集の発行に関する予算原案の立案に関すること
- 7 その他大学院論集の編集及び発行に関すること

〔委員会の運営〕

第8条 委員会の委員長は、委員会の会議を招集し、これを主宰し、その議事を整理する。  
II 委員会は、その総数の3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。  
III 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員会の委員長の決するところによる。

〔会議の議事録〕

第9条 委員会の会議の議事は、すべて議事録として記録するものとする。  
II 前項の議事録は、委員会の委員長の指示に従い、教育支援課の担当係員がこれを作成するものとする。

〔事務〕

第10条 委員会の事務は、教育支援課が処理する。

## 第3章 大学院論集の編集及び発行

〔大学院論集の発行回数〕

第11条 大学院論集は、毎年1回発行する。

〔寄稿資格者〕

第12条 大学院論集に寄稿できる者は、本学大学院学生及び本学大学院修了者とする。ただし、研究の成果が学外者との共同研究であり、その研究の中心が本学大学院学生及び大学院修了者である場合には、委員会の承認を経て、その学外者を含む共同研究の成果を寄稿することができる。  
II 本学大学院の授業科目を担当する教育職員は、必要に応じて大学院論集に寄稿することができる。

〔登載原稿〕

第13条 登載原稿は、未公刊のものとする。

〔登載原稿の種類〕

第14条 登載原稿の種類は、「論説」、「研究報告」、「研究ノート」、「資料」、「書評」、「翻訳」及び「その他」とし、提出原稿にその種類を明記するものとする。

〔和文原稿の作成〕

第15条 提出原稿が和文の場合は、横書きA4判20字40行横2段組20枚以内、縦書きA4判30字24行縦2段組22枚以内によりパーソナルコンピュータ等で作成するものとし、字数は特殊のものを除き、図表等を含み

32,000字以内とする。

II 提出原稿には欧文タイトルを付するものとする。

III 提出原稿には欧文アブストラクトを付することができる。欧文アブストラクトは100語以上200語以内とし、パーソナルコンピュータ等により作成するものとする。

〔欧文原稿〕

第16条 提出原稿が欧文原稿の場合は、特殊のものを除き、図表等を含みA4判（半角）80字40行横1段組20枚以内とし、パーソナルコンピュータ等により作成するものとする。

〔完成原稿の提出〕

第17条 提出原稿は、完成したものとし、3部及びその外部記憶媒体を添付して委員会に提出するものとする。

〔校閲〕

第18条 英語タイトルの表記については、委員会として校閲を行う。

II 校閲謝礼金は以下の通りとする。  
英語タイトル：10件につき3,000円

〔公開〕

第19条 「北星学園大学大学院論集」は、本学のリポジトリ等を通じてインターネット上で公開する。

附則

この要項は、1997年12月1日から施行する。

附則

この要項は、2002年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2004年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2005年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2009年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2011年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2014年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2016年4月1日から施行する。

附則

この要項は、2019年4月1日から施行する。



# 北星学園大学 学位規程

## 第1章 総則

### 〔目的〕

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条に基づき、北星学園大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

### 〔学位の種類〕

第2条 本学において授与する学位は次のとおりとする。

- 1 学士
- 2 修士
- 3 博士

### 〔学位の名称〕

第3条 この規程により学位を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

## 第2章 学士

### 〔学士の学位授与の要件〕

第4条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

II 学位記は、卒業証書を兼ね別記様式1のとおりとする。

### 〔専攻分野の名称〕

第5条 学士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専攻の区分	専攻分野の名称
文学部	英文学科 英文学
	心理・応用コミュニケーション学科 心理・応用コミュニケーション学
経済学部	経済学科 経済学
	経営情報学科 経営情報学
	経済法学科 経済法学
社会福祉学部	福祉計画学科 福祉計画学
	福祉臨床学科 福祉臨床学
	福祉心理学科 福祉心理学

## 第3章 修士

### 〔修士の学位授与の要件〕

第6条 修士の学位は、本学大学院（以下「本大学院」という）「修士課程」に2年以上在学し、所定の単位を修得した上、修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者は、本大学院修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

II 学位記は、別記様式2の1又は別記様式2の2のとおりとする。

### 〔専攻分野の付記〕

第7条 修士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専攻の区分	専攻分野の名称
社会福祉学専攻	社会福祉学
社会福祉学専攻	社会福祉学
臨床心理学専攻	心理学
文学研究科	言語文化コミュニケーション
言語文化コミュニケーション専攻	言語文化コミュニケーション
経済学研究科	経済学専攻
経済学専攻	経済学

### 〔修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の基準〕

第8条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に関する基準並びに必要な事項については、これを別に定める。

### 〔修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会〕

第9条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行う。

II 前項の修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、別にこれを定める。

### 〔合否の決定・学位の授与〕

第10条 修士論文の審査又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験の合否は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

II 学長は、前項に基づき修士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

## 第4章 博士

### 〔博士の学位授与の要件〕

第10条の2 博士の学位は、本大学院博士〔後期〕課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に授与する。

II 本大学院の博士〔後期〕課程を経ない者で、博士の学位を得ようとする者は、博士の学位論文を提出して審査を請求できる。

III 前項の博士論文を提出して審査を請求した者には、本大学院学則第29条

の定めるところにより学位を授与する。

IV 学位記は、別記様式3又は4のとおりとする。

### 〔専攻分野の付記〕

第10条の3 博士の学位には、その専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記する。

専攻の区分	専攻分野の名称
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻
社会福祉学専攻	社会福祉学

### 〔博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会〕

第10条の4 博士論文の審査及び最終試験は、本大学院研究科の審査委員会が行う。

II 前項の博士論文の審査及び最終試験の方法並びに審査委員会に関する事項については、別にこれを定める。

### 〔合否の決定・学位の授与〕

第10条の5 博士論文及び最終試験の合否は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

II 学長は、前項に基づき博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

### 〔学位授与の報告〕

第10条の6 本学が博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、別記様式第一により文部科学大臣に学位授与報告書を提出するものとする。

### 〔論文要旨の公表〕

第10条の7 本学は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位に係るその論文の内容を要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第10条の8 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に、すでに公表したときは、この限りではない。

II 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

III 前2項の規定に基づき、博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用により行うものとする。

## 第5章 雑則

### 〔学位の取消〕

第11条 学士、修士又は博士の学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、学士については当該学部教授会の、修士及び博士については当該研究科委員会の議決に基づいて、授与した学位を取消すものとする。

II 前項の規定により学位を取消された者は、その学位記を本学に戻しななければならない。

附則 この規程は、平成3年9月1日から施行する。

附則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2001年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2002年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2004年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2006年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2009年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2013年4月1日から施行する。  
II 第6条第1項のただし書きは、当分の間、経済学研究科にのみ適用する。

附則 この規程は、2013年9月1日から施行する。

附則 この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則 この規程は、2016年4月1日から施行する。



# 北星学園大学 学費等の減免、徴収及び返戻の取扱いに関する規程（抜粋）

## 第1章 総則

第1条 この規程は、入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、履修登録料及び履修料の徴収並びに返戻の取扱いについて定めることを目的とする。

## 第2章 大学及び大学院

第2条 転学部又は転学科を志願する学生から徴収すべき入学検定料は、北星学園大学学則（以下「大学学則」という）第41条に定める額の2分の1に相当する額とする。

II 学内選考（推薦）により大学院修士課程を志願する学生から徴収すべき入学検定料は、北星学園大学院学則（以下「大学院学則」という）第37条に定める額の2分の1に相当する額とする。

第3条 編入学、大学学則第15条第3項及び大学院学則第13条第3項による再入学並びに大学学則第16条第2項及び大学院学則第14条第2項による復学が許可された学生から徴収すべき入学金、授業料並びに教育充実費の額は、その編入学、再入学及び復学を許可した日の属する年度において、第1年次に入学した学生から徴収する額とする。ただし、再入学又は復学が許可された学生から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。

第4条 本学又は北星学園大学短期大学部並びに北星学園女子短期大学を卒業して学科に編入学をした学生から徴収すべき入学金の額は、大学学則第42条に定める額の2分の1に相当する額とする。

II 本学の学部又は大学院修士課程を卒業又は修了した後、大学院修士課程に入学した院生から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。

III 大学院修士課程に学内選考（推薦）により入学した院生から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。また、授業料の額は、大学院学則第39条第1項又は第VI項に定める額の3分の2に相当する額とする。ただし、授業料の減免を受けることのできる期間は、修業年限の2年間とする。

IV 本学を卒業した一般科目等履修生から徴収すべき履修登録料の額は、大学学則第33条第4項及び大学院学則第31条第4項に定める額の2分の1に相当する額とする。ただしその者がその後再び一般科目等履修生となった場合の履修登録料は、その全額を免除するものとする。

V 本学を卒業して研究生を志願する者から徴収すべき入学検定料及び本学を卒業した研究生から徴収すべき入学金の額は、大学学則第30条第3項及び第4項並びに大学院学則第32条第3項及び第4項に定める額の2分の1に相当する額とする。

VI 大学入試センター試験利用入学試験を志願する者から徴収すべき入学検定料は、大学学則第41条の規定にかかわらず、12,000円とする。

VII 指定校推薦入学試験により不合格になった者が一般入学試験を志願する場合の入学検定料は、大学学則第41条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

VIII 本学に一般科目等履修生として登録された者で、その後再び一般科目等履修生となった者から徴収すべき履修登録料の額は、大学学則第33条第4項に定める額の2分の1に相当する額とする。

IX 本学に研究生として登録された者で、その後再び研究生となった者から徴収すべき入学金は、これを徴収しない。

X 一般入学試験において複数学科を志願する者から徴収すべき入学検定料は、大学学則第41条及び短期大学部学則第29条の規定にかかわらず、2科目以降は1科目につき15,000円とする。

XI 交換留学生として登録された者で、受入期間終了後、一般科目等履修生となった者から徴収すべき履修登録料の額は、大学学則第33条第4項の定めにかかわらず、7,500円とする。

XII 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団から資生堂児童福祉奨学金助成を受ける社会福祉大学の学生から徴収すべき入学金、教育充実費及び授業料の額は、大学学則第42条及び第43条に定める額の2分の1に相当する額とする。

第5条 休学、退学、除籍若しくは大学学則第12条による外国の大学への留学が許可又は命令された学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、その許可又は命令された日の属する年度の9月30日以前である時は、大学学則第42条及び同第43条に定める額の2分の1に相当する額とする。

II 復学が許可された学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、その許可された日の属する年度の10月1日以後である時は、大学学則第42条及び同第43条に定める額の2分の1の額とする。

第6条 前条の規定は、休学、復学、退学、除籍若しくは外国の大学への留学が許可又は命令された大学院の学生から徴収すべき当該年度の授業料の額について準用する。

この場合において同条中「大学学則第42条及び同第43条」とあるのは、「大学院学則第38条及び同第39条」と読み替えるものとする。

第7条 在学期間が4年を超え、その年度において履修登録する単位の数が10単位以下の学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充

実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の2分の1に相当する額とする。

II 在学期間が4年を超え、前期又は後期のいずれか半期間で卒業が予定される学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の2分の1に相当する額とする。

III 前2項の規定にかかわらず、その年度において履修登録する単位の数が10単位以下で、かつ前期又は後期のいずれか半期間で卒業が予定される学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の4分の1に相当する額とする。

IV 2年次編入学の場合において、編入学後の在学期間が3年を超える学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、前3項及び第7項の規定を準用する。ただし、「4年次」を「3年次」と読み替えるものとする。

V 3年次編入学の場合において、編入学後の在学期間が2年を超える学部の学生から徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、第1項ないし第3項及び第7項の規定を準用する。ただし、「4年次」を「2年次」と読み替えるものとする。

VI 在学期間が修業年限を超えた大学院修士課程の院生の学費は、当該年度に履修登録する単位数合計に、1単位当たりの額を乗じた額とする。この場合の1単位当たりの額は、第4条第III項、大学院学則第38条、第39条第1項及び第II項に定める授業料及び教育充実費の合計額を30で除した額とする。ただし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

VII 第1項の規定にかかわらず、在学期間が4年を超え、その年度において履修登録する単位の数が10単位を超える学部の学生で、後期の履修修正によって当該年度において履修登録する単位の数が10単位以下となった場合に徴収すべき当該年度の授業料及び教育充実費の額は、大学学則第43条に定める4年次の額の4分の3に相当する額とする。

VIII 在学期間が修業年限を超えた大学院博士課程の院生から徴収すべき当該年度の学費は、大学院学則第39条第3項に定める額の6分の1に相当する額とする。

## 第8条 削除

第9条 大学学則第12条又は大学院学則第10条に基づく外国の大学への派遣留学によって卒業又は修了延期となった者の授業料及びその他の学費は、願い出により帰国後の通算1年間に限りその全額又は一部の納入を免除することができる。

II 大連外国語大学、カトリック大学校及び東海大学への派遣留学生は、願い出により授業料及び教育充実費の全額を免除する。

III アメリカ合衆国、英国、カナダ、スペイン、スイス及びインドネシアの各大学への派遣留学生は、願い出により授業料及び教育充実費の2分の1に相当する額の納入を免除する。

IV 前項に定める派遣留学生が、第7条第1項又は同条第2項に該当する場合は、願い出により授業料及び教育充実費の4分の3に相当する額の納入を免除する。

第10条 前条の適用を受ける者は、次の各号に該当していなければならない。

1 派遣留学期間中の修得単位数の合計が、留学期間が1年間の場合は20単位以上、留学期間が半年間の場合は10単位以上であること。

2 本学における読み替え単位及び振り替え単位数の合計が、留学期間が1年間の場合は15単位以上、留学期間が半年間の場合は8単位以上であること。

3 本学が定める派遣留学期間を満了していること。

4 本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出していること

第11条 大学院博士課程の院生の学費については、入学後3年間に限り願い出により、大学院学則第38条第2項、同第39条第3項及び同条第4項に定める額の2分の1に相当する額を免除することができる。

II 大学学則第38条に基づく外国人留学生の学費については、本学入学後4年間に限り願い出により当該年度の授業料の3分の1に相当する額の納入を免除することができる。

III 大学院学則第34条に基づく外国人留学生のうち、修士課程の外国人留学生の学費については、本学入学後2年間に限り願い出により当該年度の授業料の3分の1に相当する額の納入を免除することができる。

IV 経済学研究科が実施する姉妹校提携大学外国人留学生試験及び外国人留学生指定大学推薦入学試験により大学院入学を志願する学生から徴収すべき入学検定料は、大学院学則第37条に定める額の2分の1に相当する額とする。

V 経済学研究科が実施する姉妹校提携大学外国人特別研究生試験に志願する者から徴収すべき入学検定料は、その全額を免除するものとする。入学を許可された者から徴収すべき入学金は、その全額を免除するものとし、研究料は、大学学則第36条第IV項に定める額の2分の1に相当する額とする。

VI 先取り科目等履修生として単位修得後、大学院修士課程に入学した院生

の学費については、1年次に限り願い出により、既修得単位数の合計に、1単位当たりの額を乗じた額を免除することができる。この場合の1単位当たりの額は、学内選考（推薦）により入学した院生については10,000円、それ以外の院生（外国人留学生は除く）については15,000円とする。

- 第12条 前条の適用を受ける学部学生及び大学院修士課程の院生は、次の各号に該当していなければならない。
- 1 学部の学生にあっては、1年次の学生を除き、修得単位数が2年次の学生は30単位以上、3年次の学生は60単位以上及び4年次の学生は90単位以上であること。
  - 2 大学院の院生にあっては、1年次の院生を除き、2年次の院生の修得単位数が16単位以上であること。
  - 3 本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出していること。

第12条の2 学部の社会人入学制度を経て入学した学生については、当該年度の授業料から15万円を減免する。ただし、学費の減免を受けることのできる期間は、修業年限の4年間とする。

- II 前項の適用を受ける学生は、第12条第1項第1号に定める単位を修得していなければならない。
- III 第1項の適用を受ける学生は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出していなければならない。

第13条 本学入学試験において成績優秀者と認められた学部学生から徴収すべき授業料及び教育充実費は、大学学則第42条及び同第43条に定める額の2分の1に相当する額を免除する。学費の減免を受けることのできる期間は、修業年限の4年間とし、その期間は連続するものとする。ただし、2年次以降学費の減免を受けるためには、当該学生が所属する学科学年の、当該前年度までの累積平均GPAを上回りかつ学業成績が優秀でなければならない。

- II 本学に在学する学部及び大学院の外国人留学生で、経済的理由により修学及び学業継続が困難と認められた学生及び院生から徴収すべき当該年度の授業料は、大学学則第43条及び大学院学則第39条第1項又は第VI項に定める額の3分の1に相当する額を免除する。
- III 前項の適用を受ける学生の修得単位数及び減免願の取扱いについては、第12条の規定を準用する。
- IV 第1項の適用を受ける学生は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出しなければならない。また、2年次以降の学費減免継続を希望する学生の選考は、学生支援委員会で行う。
- V 本学に在学する学部及び大学院の外国人留学生で、経済的理由により授業料減免を希望する学生の選考は、国際教育推進委員会で行う。また、選考に係る基準は別に定める。

第14条 学部の学生の学費負担者の死亡、病気、失職、破産若しくは勤務する会社の倒産又は火災若しくは風水害等により家計が急変し、かつ、次の各号に該当する場合には、願い出により当該年度の授業料は、大学学則第43条に定める額の2分の1に相当する額の納入を免除することができる。

- 1 日本学生支援機構「緊急採用」・「応急採用」貸与奨学金の申し込みを行う者。又は、その資格を有すると本学が認めた者。
  - 2 第12条第1項第1号に定める単位を修得している者。
- II 前項に定める授業料減免の願い出は、その事由発生月の翌月を起点として24月以内に行わなければならない。ただし、当該事由は、入学前12月以内に発生したものに限る。なお、願い出は、当該事由の発生月に行うことができる。
- III 授業料減免を希望する学生は、減免願及び関係書類を指定期日までに学長に提出するものとする。
- IV 授業料減免を希望する学生の選考は、学生支援委員会で行う。

第15条 学部の学生又は大学院の院生で、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を所持している者については、願い出により当該年度の教育充実費の2分の1に相当する額の納入を免除することができる。

- II 前項の適用を受ける学部学生は、第12条第1項第1号に定める単位を修得していなければならない。
- III 第1項の適用を受ける者は、本学が別に定める期限までに学費等減免願を提出しなければならない。

#### 第4章 雑則

第24条 学部、大学院又は短期大学部に1年度を通じて在学する者の間に兄弟姉妹、親子又は夫婦の関係が存在する場合には、願い出によりそれらの者のうち1人から教育充実費を徴収し、その他の者の当該年度の教育充実費を免除することができる。

- II 前項の規定により教育充実費を徴収すべき者の指定は、次の各号の順序によるものとする。
- 1 年次の数が最も大きい者
  - 2 年次が同じ者のうち免除額が最も低い者
  - 3 免除額が等しい者のうち任意の者
- III 本規程の定めにより学費等の納入を免除される者は、教育充実費を徴収すべき者に指定されることができない。ただし、第2条ないし第4条、第14条、第15条、第22条及び第23条の規定の適用を受ける者については、この限りではない。
- IV 第1項の規定にかかわらず、北星学園職員・教役者親族授業料等減免規程により学費等を減免されている者については、教育充実費は免除しない。
- V 教育充実費を免除された者について、免除の決定後その理由が消滅したときは、免除を取消し、当該年度の教育充実費の納入を命ずることができる。
- VI 第1項の規程により指定された教育充実費を徴収すべき者が、大学学則

第16条第1項第5号、大学院学則第14条第1項第4号及び短期大学部学則第17条第1項第4号に該当する場合は、第1項に定める1年度を通じて在学する者とは認めない。

- VII 前項の規程により3月31日以降に免除を取消す場合は、翌年度の4月30日までに当該年度の教育充実費を納入しなければならない。

第25条 大学学則第45条、大学院学則第41条及び短期大学部学則第35条の規定にかかわらず、学部の学生、大学院の院生及び短期大学部の学生から本規程の各条に定める額を超えて徴収した場合には、その超えた額を返戻するものとする。

附則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

- II 北星学園大学短期大学部校納金納入に関する取扱要領（2002年4月1日）は、廃止する。
- III 北星学園大学短期大学部社会人入学者学費減免に関する取扱要領（2002年4月1日）は、廃止する。

附則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

- II 第11条第III項の定めにかかわらず、2007年度に大学院修士課程に入学した大連外国語学院卒業生及び外国人留学生指定大学推薦入学した院生の学費については、本学入学後2年間に限り願い出により、当該年度の入学金及び教育充実費については2分の1に、授業料については3分の1に相当する額の納入を免除することができる。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

- II 2011年4月5日において大学又は短期大学部に在学する学生で、次の各号に掲げる要件を充足する者は、第14条第1項又は第22条第1項の規定する措置に加えて、その余の残額及び教育充実費を全額免除するものとする。
- 1 2011年東日本大震災により、第14条第1項又は第22条第1項の規定する場合に該当となった者
  - 2 青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者

附則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

- II 附則(2011年4月1日)第2項の措置は、2014年度においても継続する。

附則

この規程は、2014年9月1日から施行する。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

- II 第13条及び第21条の2の定めにかかわらず、2015年3月31日以前に入学した北星学園大学及び北星学園大学短期大学部の学生の校納金に関する取扱いは、なお従前の例による。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

- II 第4条第VII項は、2017年度以降入学者に適用する。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

- II 第7条第VIII項は、2018年度以降入学者に適用する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

- II 第7条第VIII項は、2018年度以降入学者に適用する。



# 北星学園大学 奨学金 返還免除候補者選考規程

## 〔目 的〕

第 1 条 この規程は、北星学園大学（以下「本学」という）が独立行政法人日本学生支援機構に対して推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という）の選考に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 〔推薦対象者〕

第 2 条 推薦の対象となる候補者は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生であって、当該年度中に貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

## 〔候補者の選考等〕

第 3 条 奨学金の返還免除を希望する者は、所定の書類を所属する研究科長に提出するものとする。

- Ⅱ 研究科長は、前項の規定により申請のあった者（以下「申請者」という）のうちから候補者を選考するものとする。
- Ⅲ 研究科長は、前項の規定により選考した候補者に順位を付して、第 5 条に規定する委員会に推薦するものとする。

## 〔選考基準〕

第 4 条 前条第 2 項に規定する選考は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第36条の規定に基づき、申請者の業績を総合的に評価することにより行うものとする。

- Ⅱ 前項の評価を行うための具体的な評価項目及び評価方法については、別に定める。

## 〔委員会の設置〕

第 5 条 本学に、候補者の選考に関する事項を調査審議するため、独立行政法人学生支援機構法施行令（平成16年文部科学省令第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、奨学金返還免除候補者選考委員会（以下、「委員会」という）を置く。

## 〔委員会の構成〕

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 学 長
- 2 副 学 長
- 3 研 究 科 長
- 4 副研究科長

## 〔委 員 長〕

第 7 条 委員長は、学長をもって充てる。  
Ⅱ 委員長は、委員会を代表し、その会務を総括する。

## 〔候補者の決定〕

第 8 条 学長は、委員会の議を経て、候補者を決定する。

## 〔事 務〕

第 9 条 委員会の事務は、学生生活支援課が処理する。

## 附則

この規程は、2005年11月1日から施行し、2004年度以降に奨学生として採用された者から適用する。

- Ⅱ 第 6 条第 Ⅱ 項にかかわらず、2005年度に指名された者の任期は、2007年 3 月 31 日までとする。

## 附則

この規程は、2009年 4 月 1 日から施行する。

## 附則

この規程は、2010年 4 月 1 日から施行する。

## 附則

この規程は、2016年 4 月 1 日から施行する。



# 「北星学園大学奨学金返還免除候補者選考規程」

## 第4条第2項に係る教学会議申合せ

(別記)

特に優れた業績の評価を行うための具体的な評価項目及び評価方法

教学会議申合せ

業績の種類	機構が定める評価基準	特に優れた業績の評価を行うための具体的な評価項目及び評価方法	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
省令第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	申請者の学位論文に対する研究科委員会による評価を推薦の順位付けに用いる。	関連した研究内容に関する 1. 学会での発表 2. 学術雑誌への掲載 3. 表彰等 については申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。
省令第36条第2号に定める「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第2項に定める特定の課題についての研究成果」	特定の課題についての研究成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	申請者の特定課題研究の成果に対する研究科委員会による評価を推薦の順位付けに用いる。	関連した研究内容に関する 1. 学会での発表 2. 学術雑誌への掲載 3. 表彰等 については申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。
省令第36条第3号に定める「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵蓋すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	本学研究科においては該当しない。	本学研究科においては該当しない。
省令第36条第4号に定める「著書、データベースその他の著作物（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。

省令第36条第5号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。
省令第36条第6号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	授業科目の成績の平均点が、各専攻において最上位またはこれに準ずることを選考の条件とし、この平均点を推薦の順位付けに用いる。	
省令第36条第7号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。
省令第36条第8号に定める「音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。
省令第36条第9号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	本学研究科においては該当しない。	本学研究科においては該当しない。
省令第36条第10号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。	申請者からの申請内容を当該業績の種類・領域・性格等に即して審査し、総合的に評価する。

### 附 則

この申合せは、2005年11月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、2012年11月1日から施行する。

### 附 則

この申合せは、2016年4月1日から施行する。